平成２４年（フ）第１１０６１号
神奈川県横浜市磯子区磯子８丁目18－６
債務者　熊谷　大輔
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０６２号
東京都江戸川区西瑞江２丁目29―64―104
債務者　樋口　紫乃
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０６３号
東京都品川区西五反田３丁目13―21―414
債務者　青木　雅志
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０６４号
千葉県千葉市美浜区真砂２丁目15―５―703
債務者　小賀原一範
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０６５号
東京都立川市砂川町６丁目31―11―203
債務者　田中ひろみ
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０６６号
東京都八王子市川口町1488―14
債務者　馬場　仁美（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０９３号
東京都足立区竹の塚１丁目４―22―405
債務者　内田　和彦
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０９６号
東京都板橋区常盤台１丁目38―19―207
債務者　板橋　由浩
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１１３号
東京都大田区東矢口３丁目５－６
債務者　齋藤貴代生
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１１４号
埼玉県和光市新倉２丁目19－３　サンライトジュンＢ102
債務者　中野　貴啓
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１３４号
東京都足立区日ノ出町26―１―513
債務者　小山内悦子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１５０号
埼玉県草加市原町３丁目６－１　中村方
債務者　佐藤　美紀
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１５３号
東京都豊島区池袋本町４丁目１―15―201
債務者　島倉　良紀
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１５４号
東京都豊島区池袋本町４丁目１―15―201
債務者　島倉　悦子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１５７号
東京都千代田区神田須田町２丁目９　柴田第一ビル401
債務者　浅井佐智子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部